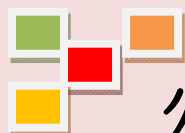


行財政改革行動計画



公共施設管理運営の見直し方針



平成23年3月

北名古屋市

1 取組の位置づけ

平成21年10月に策定した「北名古屋市行財政改革行動計画」（計画期間：平成21～23年度）において、5つの重点取組項目の一つとして「公共施設管理運営の見直し」及び「公共施設の使用料及び各種手数料の見直し」に取り組むこととしています。

○ 行財政改革行動計画（抜粋）

3 選択と集中による実施項目

(1) 公共施設管理運営の見直し

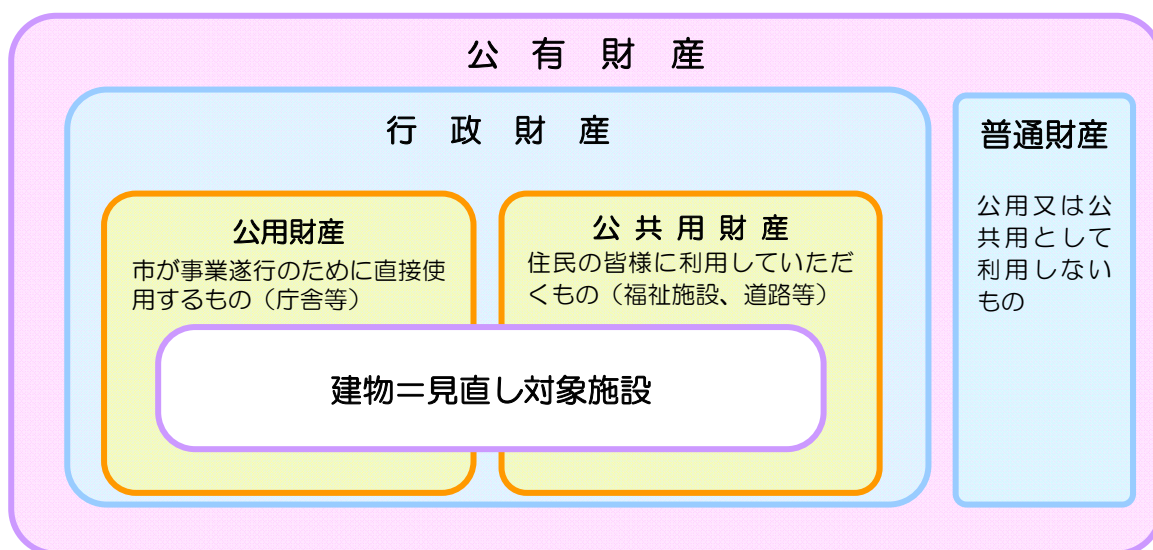
- ア 公共施設の総点検を行い類似施設は、原則として統廃合を検討する。
- イ 公共施設の維持管理及び運営について、指定管理者制度の導入や民間委託を推進するなかで、より効率的、効果的な運営方法を検討する。
- ウ 公共施設の維持管理について、担当課の一元化など、合理化を検討する。

(2) 公共施設の使用料及び各種手数料の見直し

- ア 使用料、手数料を適正な水準に改定する。
- イ すべての公共施設に、使用料の徴収及び減免の規定を設け、市の行事・事業においても公共施設を使用した場合は、原則として使用料を徴収することを検討する。

2 見直しの対象とする公共施設の枠組み

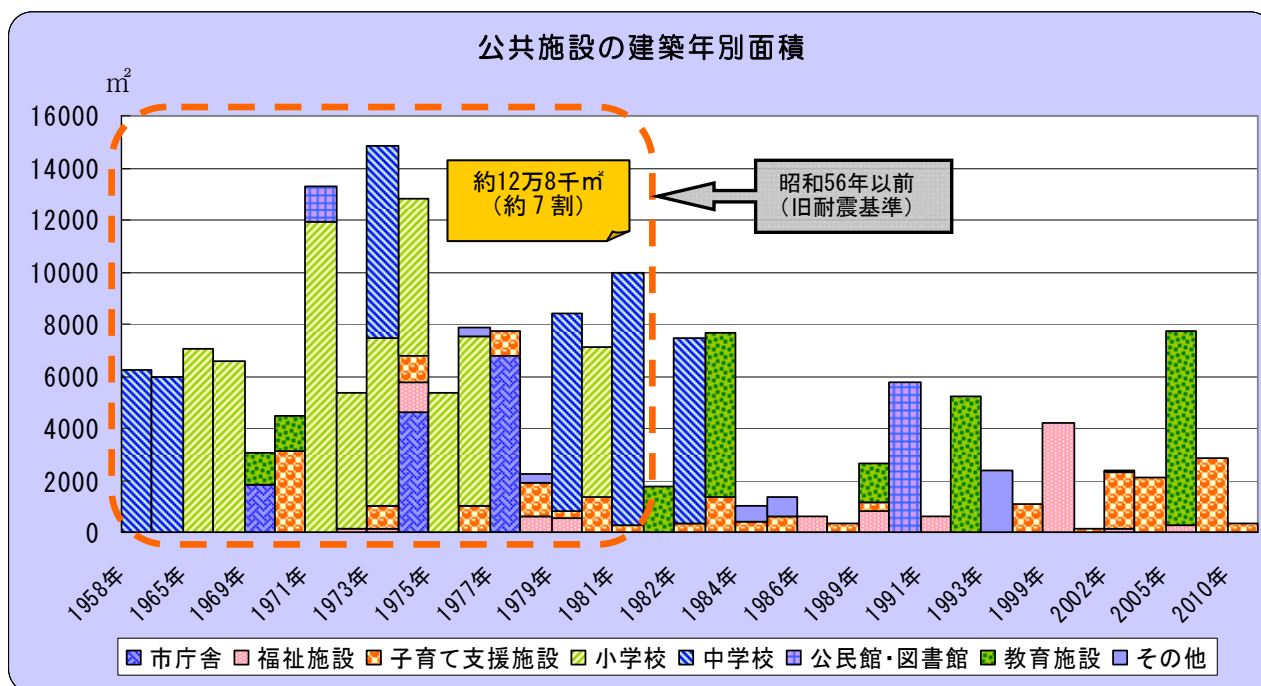
公共施設は、公有財産のうちの「行政財産」に位置づけられ（地方自治法第238条）、行政財産のうち「建物」（いわゆる「ハコモノ」）に焦点を絞って見直しを進めることとします。



3 見直しの対象とする公共施設の概要

公共施設の現状（平成21年度末現在）は以下のとおりです。

施設数	74施設
延べ床面積	約18万6千㎡（約12万8千㎡） ※かっこ内は、うち昭和56年以前（旧耐震基準）に建設されたもの
管理運営コスト（税負担分）	約16億1千万円（市民1人当たり約2万円）



※グラフは、建築年を基準に作成したもので、建物の古さを示すものである。なお、古い建物であっても、広域避難場所である小中学校等については、計画的に耐震措置を講じている。

4 課題

(1) 公共施設の老朽化

建築後30年以上経過した施設が半数以上を占めており、今後、建替えや大規模改修等に膨大なコストがかかることが予測されます。また、長引く不況に伴う厳しい財政状況が続いており、公共施設の維持管理に要する予算の確保が困難な状態にありますが、適時、適切な維持補修措置が講ぜられなければ、将来にわたって施設の劣化が加速し、必要な市民サービスの提供ができなくなる恐れがあります。

(2) 類似施設の取扱い

同規模の2町が合併して市となったことにより、本市には、図書館やプールをはじめとする類似の施設が重複して設置されています。合併当初は、急激な環境変化による市民サービスの低下を避けるため、原則として、2町の公共施設をそれぞれ維持することとしましたが、合併後、5年という区切りの年を迎えたことから、公共施設の適正配置について抜本的に検証し、見直しを検討する必要があります。

(3) 市民ニーズの変化

少子・高齢化の急激な進展（65歳以上人口 19年度17.6%⇒29年度25.4%）など、取り巻く環境が大きく変化する中、行政サービスに対する市民ニーズも変化しています。市民ニーズに的確に対応するため、公共施設の目的や機能について、再検討する必要があります。

【参考】「北名古屋市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」（平成21年3月策定）P39より抜粋・加工

年齢区分	実績	本計画期間の推計値					総合計画の推計値	推計値	総合計画の推計値	
		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				平成26年度
0～14歳	(人) 12,301	...	12,337	12,358	12,379	12,400	...	12,134	...	11,733
15～64歳	(人) 53,968	...	52,996	52,646	52,296	51,945	...	51,833	...	51,667
65歳以上	(人) 14,146 (17.6%)	...	16,167	16,996	17,825	18,655	...	19,833	...	21,600 (25.4%)
計	(人) 80,415	...	81,500	82,000	82,500	83,000	...	83,800	...	85,000

5 基本的な考え方

公共施設の見直しに当たっては、次の3点を基本的な考え方とします。

(1) 施設管理から施設経営へ

単に施設を維持するだけの「施設管理」で終わるのではなく、P D C Aサイクル※をベースとする「施設経営」を基本とします。

※ P D C Aサイクル：PLAN＝計画する、DO＝実行する、CHECK＝確認する、ACTION＝改善する、の頭文字がPDCA。目標を立ててPDCAサイクルを回し続けることにより継続的な改善が可能となります。

(2) スクラップ・アンド・ビルド※から有効活用へ

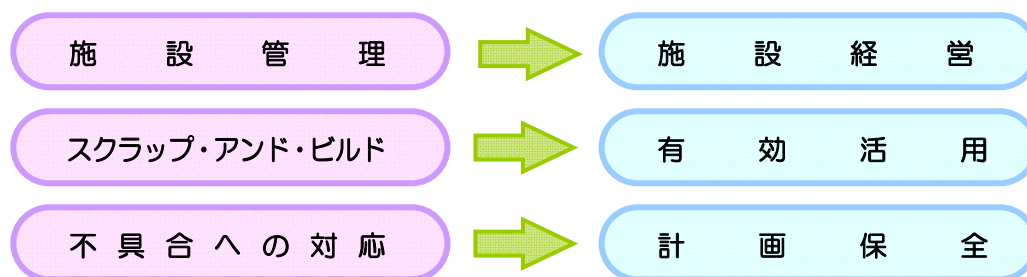
これまでは、老朽化に伴う建替えを基本として施設の整備を進めてきましたが、今後は、適時、適切に保全することにより施設の長寿命化を図るとともに、市民ニーズの変化に対応して、他用途への転用も含めた有効活用を基本とします。

※ スクラップ・アンド・ビルド：老朽化した建物・設備を取り壊し、その後、新しく建替えること。

(3) 不具合への対応から計画保全へ

不具合が起こった場合だけに対応するのではなく、施設のライフサイクル※を踏まえた計画的な保全を図ることを基本とします。

※ ライフサイクル：建設されてから廃棄されるまで、適時、適切な保全、修繕等を必要とする、施設の生涯にわたる周期。



6 見直しの観点

見直しの観点は、次の4つのポイントから進めることとします。

(1) 見える化

公共施設に関する基本的なデータを収集・整理することにより、施設の姿を数値等により「見える化」します。

(2) 市民満足度の向上

使用者の視点で、常にサービスの改善に心がけることにより、施設を使用される市民の満足度向上に努めます。

(3) 長寿命化

公共施設のライフサイクルを踏まえ、計画的な保全を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

(4) 公平化

公共施設の維持管理経費は、施設の使用料金だけでは到底賄いきれるものではありません。施設を使用される方のほか、使用していない市民も維持管理コストの一部を負担していることを踏まえ、双方の負担の公平化を図ります。



7 見直しの内容

公共施設の見直しに当たっては、「ファシリティマネジメント」の考え方を導入し、以下の短期と中長期の2つの区分で見直しを進めることとします。

○ ファシリティマネジメント (Facility Management)

企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。(『公共ファシリティマネジメント戦略』 社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会 編集)

(1) 短期的取組 (平成23年度までに実施)

ア 公共施設管理台帳の作成

施設データの基礎数値のほか、利用者アンケートの結果、使用者の苦情・要望及びその対応状況等を盛り込み、施設情報を一元化し、施設の姿が一覧できるような内容とします。また、年度ごとに、台帳のデータに基づき施設の評価をすることにより、施設のあり方を検証できるような内容とすることも検討します。

イ 施設の適正配置

公共施設管理台帳のデータや評価を踏まえ、将来に向けた公共施設の必要性・有効性等を検証し、統廃合を含めた施設の適正配置で財政の健全化を図ることにより、総合的に市民サービスの向上につながる方策を検討します。また、市民ニーズの変化に対応して、別の用途への転用、売却を含めた施設のスリム化を検討します。

特に、老朽化が著しい施設や、類似機能を有する施設 (類似施設)、市民ニーズの変化に対応を要する施設などについては、速やかにあり方を検討する必要があります。

《老朽化施設の例》 ※通番中のかっこ書きは別区分にも該当することを示す。〔例：(類2) = 類似施設の例の通番2〕

通番	施設名	現状・課題	見直しの観点
1	東・西庁舎（西庁舎分館、コミュニティセンターを含む） 施設 No.1・2・3・6	3施設とも築後30年以上を経過し、施設・設備の老朽化、耐震化対策が必要である。 防災拠点としての機能整備が必要である。	庁舎検討委員会報告（H22年11月）を踏まえ、対応策を検討する。
2	保育園 施設 No.20～30、43～45	築後30年を経過する施設が半数以上となっており、施設・設備の老朽化、耐震化対策が必要である。	次世代育成支援対策地域協議会において、児童福祉施設整備計画基本構想を検討中であり、その検討結果を尊重して方向性を定める。
3	児童館 施設 No.31～40	築後30年程度を経過する施設があり、施設・設備の老朽化、耐震化対策が必要である。	次世代育成支援対策地域協議会において、児童福祉施設整備計画基本構想を検討中であり、その検討結果を尊重して方向性を定める。
4 (類2)	心身障害児通園所ひまわり西園 施設 No.42	築後36年を経過し、施設・設備の老朽化、耐震化対策が必要である。	次世代育成支援対策地域協議会において、児童福祉施設整備計画基本構想を検討中であり、その検討結果を尊重して方向性を定める。
5 (類4)	東公民館 施設 No.67	築後38年を経過し、施設・設備の老朽化、耐震化対策が必要である。	当該施設は、類似施設にも該当するため、統廃合も含め改善策を検討する。
6 (類7)	市民プール 施設 No.72	築後28年を経過し、施設・設備の老朽化、耐震化対策が必要である。	当該施設は、類似施設にも該当するため、統廃合も含め改善策を検討する。

〔参考〕上記の他、東西給食センター（築後40年超）については、平成29年度までにあり方を検討することとしている。

《類似施設の例》 ※通番中のかっこ書きは、別区分にも該当することを示す。〔例：(老4) = 老朽化施設の例の通番4〕

通番	施設名	現状・課題	見直しの観点
1	東・西保健センター 施設 No.8・9	地域保健事業の拠点施設であるが、健康診断等の市民サービスに関するほとんどの事業は健康ドームで実施している。	市民にわかりやすい施設とするという観点から、分散しているサービス提供場所を一元化する方向で検討する。
2 (老4)	心身障害児通園施設 ひまわり園・ひまわり西園 施設 No.42・43	ひまわり西園は築後36年が経過し老朽化している。	次世代育成支援対策地域協議会において、児童福祉施設整備計画基本構想を検討中であり、その検討結果を尊重して方向性を定める。
3	教育支援センター「あけぼの」「スマイル」 施設 No.65・66	不登校児童生徒の学校復帰の実践を促進する目的として設置した施設であり、利用実績が少ないが、複数設置されている。	他の目的施設に機能移転することや統廃合も含め改善策を検討する。
4 (老5)	東・西公民館 施設 No.67・68	東公民館については、築後38年が経過し老朽化が著しく、駐車場も少ないことから、類似施設である西公民館とともにあり方を検討する必要がある。	統廃合を含め改善策を検討する。
5	東・西図書館 施設 No.68・69	両図書館に蔵書数や規模に不均衡がある。	統廃合を含め改善策を検討する。
6	総合体育館・健康ドーム 施設 No.71・74	トレーニング施設など共通部分があるが、管理方法が異なっている。	効率的な管理方法を検討する。
7 (老6)	市民プール・ジャンボプール 施設 No.72.73	施設の形態や使用料に不均衡がある。	統廃合を含め改善策を検討する。

《市民ニーズへの対応を要する施設の例》

通番	施設名	現状・課題	見直しの観点
1	あけぼのふれあい会館 施設 No.10	住民福祉活動の場を提供する目的とした施設であるが、利用者が減少している。	用途変更を含めあり方を検討する。
2	病後児保育こぐま園 施設 No.46	唯一の病後児保育施設であるが、利用者が極めて少ない。	次世代育成支援対策地域協議会において、児童福祉施設整備計画基本構想を検討中であり、その検討結果を尊重して方向性を定める。

ウ 使用料の適正化（別計画）

公共施設の使用料については、料金の設定方法等が統一されておらず、類似施設の料金に格差があるなどの課題があります。そこで、公共施設管理台帳のデータ等を活用し積算方法を統一するなど、使用料の適正化を図ることが必要です。

なお、具体的な内容については、検討事項が多いことから、別に方針を策定します。

(2) 中長期的取組（平成27年度までに実施）

◎ ファシリティマネジメントシステムの構築

P D C A サイクルにより継続して施設のあり方を検証していく、ファシリティマネジメントの考え方に基づくシステム（仕組み）を構築します。

その具体的な要素としては、以下のような取組を推進する必要があります。

ア 保全計画の策定

適時、適切に保全を行うことにより、施設の長寿命化を図るため、各施設ごとに保全計画を策定します。

イ 公共施設管理の専門部署の設置

限られた財源を効率的に配分するためには、各施設ごとにその必要性を判断するのではなく、公共施設全体を眺める俯瞰的な観点が求められます。そこで、例えば、新たに全公共施設を守備範囲とする専門部署を設置するとともに、建築士など、専門的な知識や技能を有する職員を配置することなどを検討します。

また、それと同時に、現在は各施設所管課ごとに配分されている修繕費等の予算を集約し、専門部署の責任と権限のもとに、効率的に配分する仕組みを構築することも検討します。

ウ 評価システムの構築

既存施設の規模の適正化や計画的な維持保全を図るため、施設性能、利用状況、効率性等の施設状況を調査し、多角的な視点から分析・評価を行います。

エ 指定管理者モニタリング制度の導入

いくつかの公共施設では、民間活力の活用の観点から指定管理者制度を導入し、民間ならではの創意工夫を活かした効率的な運営を行っているところです。そうした施設については、一義的には指定管理者の責任の下で市民サービスが提供されることとなりますが、市としても、仕様書どおりに良質なサービスが提供されている

かについて、適宜、確認する必要があります。そこで、指定管理者の業務履行の評価手法、評価結果の公表、改善に向けた指導方法等を取りまとめた指定管理者モニタリング（監視）制度を構築します。

※ 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、それまでは地方公共団体や地方公共団体が出資する法人等への委託に限定されていた公の施設の管理について、株式会社、財団法人、NPO法人などの団体が、市に代わって業務履行（委託ではなく行政処分）することができることとされた制度をいいます。

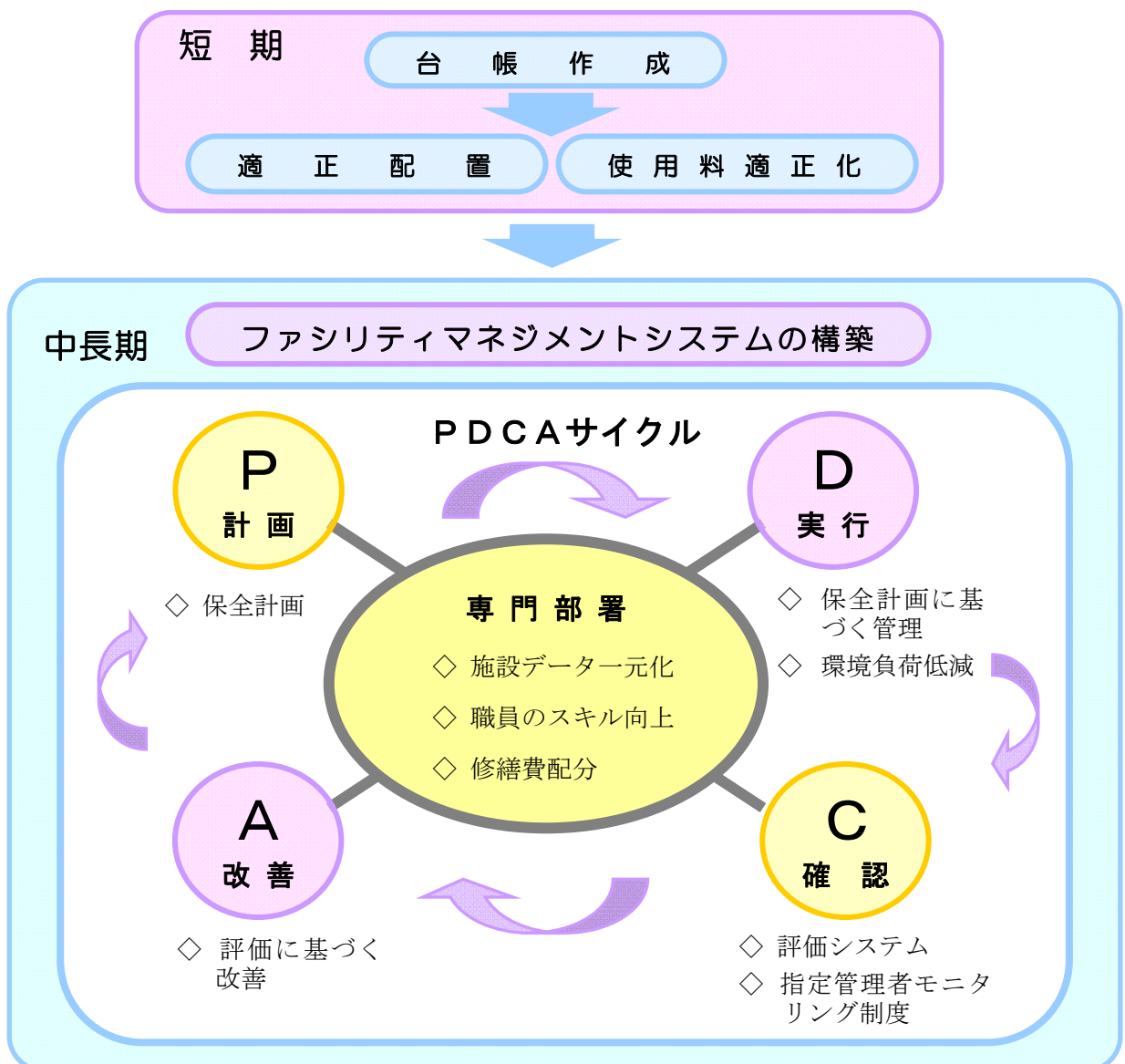
本市では、現在、総合福祉センターもえの丘、児童館、健康ドームなど14施設において指定管理者制度を導入しています。

オ 環境負荷の低減対策

電気、機械設備等について、運用方法の改善や改修等を行い、エネルギー消費量及び光熱水費を削減し、環境負荷の低減と運営経費の縮減を図ります。

カ 職員のスキル向上

施設管理及び接客マナー（接遇）に関する研修の実施や日常的な施設の点検の手順のマニュアル化など、施設管理に携わる職員のスキル（技能・資質）の向上を図ります。



8 方針の実施に向けて

公共施設管理運営の見直しは、場合によっては利用者の利便性を損なう場合があります。しかしながら、今後急激に進行する少子高齢化の流れを踏まえると、既存施設では市民ニーズに的確に対応できないといった事態や、過剰な施設を維持することにより将来を担う子どもたちへ「負の財産」を引き継ぐことにもなりかねません。本市の財政状況は厳しいながらも、これまでの堅実な行政運営により、他の自治体と比較すると健全な部類にあります。そこで、まだ体力のある今のうちに公共施設の抜本的な見直しを行い、持続的にサービスを提供できる体制を構築する必要があります。

なお、廃止や統合を行う場合については、施設の利用者に過剰な不便を与えないよう、必要に応じて代替策を講ずることについて、十分留意して実施します。

公共施設管理運営の見直し対象施設一覧表

No.	名 称	住 所	所管課	根拠条例等
1	西庁舎	西之保清水田15番地	総務課	市役所の位置を定める条例
2	東庁舎	熊之庄御榊60番地	総務課	市役所の位置を定める条例
3	西庁舎分館	西之保清水田17番地	総務課	市役所の位置を定める条例
4	高田寺学習等供用施設	高田寺383番地	総務課	学習等供用施設の設置及び管理に関する条例
5	鹿田学習等供用施設	鹿田院田屋敷344番地	総務課	学習等供用施設の設置及び管理に関する条例
6	コミュニティセンター	西之保清水田17番地	総務課	コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
7	西春駅東口地下自転車駐車場	九之坪東町3番地1	防災交通課	西春駅東口地下自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
8	東保健センター	能田引免地35番地	健康課	保健センターの設置及び管理に関する条例
9	西保健センター	西之保藤塚93番地	健康課	保健センターの設置及び管理に関する条例
10	あけぼのふれあい会館	高田寺起返18番地	社会福祉課	ふれあい施設の設置及び管理に関する条例
11	総合福祉センターもえの丘	熊之庄大畔48番地	社会福祉課	総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
12	陽だまりハウス	石橋角畑37番地	社会福祉課	陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例
13	憩いの家とくしげ	徳重長池34番地	高齢福祉課	憩いの家の設置及び管理に関する条例
14	回想法センター	六ツ師704番地1	高齢福祉課	回想法センターの設置及び管理に関する条例
15	憩いの家さかえ荘	鹿田栄257番地	高齢福祉課	高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例
16	憩いの家さくら荘	六ツ師町田69番地	高齢福祉課	高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例
17	憩いの家ふたば荘	二子双葉3番地	高齢福祉課	高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例
18	高齢者活動センターしあわせの家	西之保中社8番地	高齢福祉課	高齢者活動センターの設置及び管理に関する条例
19	高齢者活動センターふれあいの家	九之坪西城屋敷70番地	高齢福祉課	高齢者活動センターの設置及び管理に関する条例
20	鹿田北保育園	鹿田永塚167番地	児童課	保育所条例
21	熊之庄保育園	熊之庄大畔35番地	児童課	保育所条例
22	薬師寺保育園	薬師寺樋口40番地	児童課	保育所条例
23	鹿田南保育園	鹿田大門213番地	児童課	保育所条例
24	六ツ師保育園	六ツ師宮西66番地	児童課	保育所条例
25	九之坪北保育園	九之坪市場21番地	児童課	保育所条例
26	徳重保育園	徳重中道32番地	児童課	保育所条例
27	西之保保育園	西之保西出55番地	児童課	保育所条例
28	沖村保育園	沖村山ノ神27番地	児童課	保育所条例
29	九之坪南保育園	九之坪辰巳88番地	児童課	保育所条例
30	中之郷保育園	中之郷栗島122番地	児童課	保育所条例
31	六ツ師児童館	六ツ師南屋敷733番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
32	鹿田児童館	鹿田花の木106番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
33	久地野児童館	久地野戌亥51番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
34	熊之庄児童館	熊之庄城ノ屋敷2985番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
35	井瀬木児童館	井瀬木高畑1番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
36	西之保児童館	西之保清水田17番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
37	九之坪児童館	九之坪北美田39番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
38	宇福寺児童館	宇福寺長田28番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
39	鍛冶ケ一色児童館	鍛冶ケ一色鍛冶前8番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
40	沖村児童館	沖村山ノ神83番地	児童課	児童館の設置及び管理に関する条例
41	師勝南児童クラブ室	二子曙1番地1	児童課	児童クラブ室の設置及び管理に関する条例
42	心身障害児通園所ひまわり西園	法成寺蚊帳場27番地	児童課	心身障害児通園所の設置及び管理に関する条例

No.	名称	住所	所管課	根拠条例等
43	あさひ子どもふれあいセンター ①能田保育園 ②心身障害児通園所ひまわり園 ③東子育て支援センター	能田南屋敷366番地	児童課	児童複合施設設置条例 ①保育所条例 ②心身障害児通園所の設置及び管理に関する条例 ③子育て支援センター設置条例
44	風と光こどもの国 ①弥勒寺保育園 ②西春児童クラブ室 ③北子育て支援センター	弥勒寺西一丁目72番地	児童課	児童複合施設設置条例 ①保育所条例 ②児童クラブ室の設置及び管理に関する条例 ③子育て支援センター設置条例
45	久地野ほほえみ広場 ①久地野保育園 ②南子育て支援センター	久地野北浦69番地	児童課	児童複合施設設置条例 ①保育所条例 ②子育て支援センター設置条例
46	病後児保育こぐま園	久地野戌亥15番地1	児童課	病後児保育施設の設置及び管理に関する条例
47	師勝小学校	能田105番地	学校教育課	学校設置条例
48	西春小学校	西之保八龍8番地	学校教育課	学校設置条例
49	師勝南小学校	二子曙1番地1	学校教育課	学校設置条例
50	五条小学校	徳重中道8番地	学校教育課	学校設置条例
51	鴨田小学校	九之坪高田1番地	学校教育課	学校設置条例
52	師勝北小学校	熊之庄大畔32番地	学校教育課	学校設置条例
53	師勝東小学校	六ツ師山の神100番地	学校教育課	学校設置条例
54	栗島小学校	中之郷栗島20番地	学校教育課	学校設置条例
55	師勝西小学校	鹿田清水64番地	学校教育課	学校設置条例
56	白木小学校	沖村井島32番地	学校教育課	学校設置条例
57	師勝中学校	井瀬木370番地	学校教育課	学校設置条例
58	西春中学校	西之保八龍50番地	学校教育課	学校設置条例
59	白木中学校	沖村井島31番地	学校教育課	学校設置条例
60	訓原中学校	井瀬木狭場50番地	学校教育課	学校設置条例
61	熊野中学校	熊之庄細長125番地	学校教育課	学校設置条例
62	天神中学校	法成寺丸瀬町88番地	学校教育課	学校設置条例
63	東給食センター	能田蓮池43番地	学校教育課	学校給食センター設置条例
64	西給食センター	西之保神ノ戸86番地	学校教育課	学校給食センター設置条例
65	教育支援センター「あけぼの」	高田寺起返18番地	学校教育課	教育支援センター設置要綱
66	教育支援センター「スマイル」	徳重中道8番地	学校教育課	教育支援センター設置要綱
67	東公民館	熊之庄屋形3242番地4	生涯学習課	公民館の設置及び管理に関する条例
68	文化勤労会館 ①文化会館 ②西公民館 ③西図書館 ④勤労福祉会館	法成寺蔵化60番地	生涯学習課	文化勤労会館条例 ①文化会館の設置及び管理に関する条例 ②公民館の設置及び管理に関する条例 ③図書館の設置及び管理に関する条例 ④勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例
69	東図書館	熊之庄御榊53番地	生涯学習課	図書館の設置及び管理に関する条例
70	歴史民俗資料館	熊之庄御榊53番地	生涯学習課	歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例
71	総合体育館	能田引免地40番地	スポーツ課	体育館の設置及び管理に関する条例
72	市民プール	熊之庄城ノ屋敷2950番地	スポーツ課	プールの設置及び管理に関する条例
73	ジャンボプール	法成寺蔵化110番地	スポーツ課	プールの設置及び管理に関する条例
74	健康ドーム	九之坪笹塚1番地	スポーツ課	健康ドームの設置及び管理に関する条例